

宝仙学園共学部理数インター卒業生の会 規約

第1章 総則

第1条

本会は、宝仙学園中学校・高等学校(共学部理数インター)(以下、「宝仙学園理数インター」という。)の卒業生をもって構成する会とし「宝仙学園共学部理数インター卒業生の会」(以下「本会」という。)と称する。

第2条

本会は、会員相互の連帯及び親睦をはかり、会員と宝仙学園理数インターとの関係を密にし、宝仙学園理数インターの発展、充実に寄与することを目的とする。

第3条

本会は、事務局本部を東京都中野区中央2-28-3 宝仙学園理数インター内におき、支部は国内外の必要な地におく。

第4条

本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (ア)名簿の管理、会報の発行
- (イ)総会、親睦会、講演会などの開催
- (ウ)宝仙学園理数インターの発展を助ける必要な事業
- (エ)その他本会の目的を達成する為に必要な事業

2. 本会においては、政治活動及び営利目的の活動、並びに類似する行為を禁止する。

第2章 会員

第5条(会員資格)

本会は、次の会員をもって組織する。

- 1) 正会員 : 宝仙学園理数インターを卒業した者
- 2) 準会員 : 宝仙学園理数インターに在学する者
- 3) 特別会員 : 宝仙学園理数インターに在職する教職員

第6条(顧問および特別会員)

本会は、宝仙学園理数インター現教員及び旧教職員を特別会員とする。

第7条(名誉会員)

名誉会員は次の内容をもって定める。

- 1) 本会歴代会長を、名誉顧問とする。
- 2) 本会に特別功労のあった者は、名誉会員とする。

第8条(会員除名)

会員でこの規約または常任幹事会、総会の決議に違反した者、及び本会の名誉を傷つける行為を行ったもの、また規約に違反していない場合でも常任幹事会が除名した方がよい判断した者は、役員の方の三分の二以上の賛成で、除名することができる。

2. 会員において反社会的勢力との関与が認められた場合、会員を除名できる。

第3章 役員並びに幹事

第9条

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2)副会長 2名
- (3)会計 2名
- (4)監事 2名以内
- (5)理事 10名以内
- (6)事務局 若干名

第10条(役員の会務)

役員の会務は、次の通りとする。

- 1)会 長:本会を代表して会務を総括する。
- 2)副会長:会長を補佐し、会長が業務を遂行できない場合会長を代行する。
- 3)会 計:会計事務及び会計報告の作成並びに、会計事務を監査する。
- 4)監 事:会務および会計を監査する。
- 5)理 事:会長及び副会長及び会計、監事を含む
- 6)事務局:会長の委託により会務を処理する。

第11条

会長は、常任幹事会において副会長の中から選出する。

- 2. 会長は、正会員の中から副会長、会計監査を指名し、委嘱する。次期総会にて承認を受ける。

第12条

会長、副会長、会計監査、事務局をもって常任幹事会を構成し、会務を処理する。

- 2. 常任幹事会の運営については、必要に応じて会長がこれを招集する。
- 3. 副会長のうち1名は、事務局長を兼務する。

第13条

役員の任期は、任期満了に伴う選出のあった日から3年間とする。ただし、再選を妨げない。

- 2. 任期の中途において役員に欠員が生じた場合は、ただちに補充するものとする。この場合の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

第14条

本会の事務を処理するため本部に事務局をおき、その責任者として事務局長をおく。

- 2. 事務局に関する必要な規定は、常任幹事会の議を経て会長が定める。

第15条

役員が任期中、業務続行が困難になった場合、会員の中から代理人を選出できるものとする。

第4章 総会及び理事会

第16条

通常総会は、年に一度開くものとする。

- 2. 臨時総会は、常任幹事会が必要を認めるときまたは役員の方分の二以上の請求があつた場合、開催しなければならない。

第17条

総会は、会長がこれを招集し、議長は会長又は会長が指名した者とする。

- 2. 通常総会の招集は、期日より2週間前までに本会会報または適当な方法によりこれを会員に示さなければならない。

第18条

総会においては、次の事項を審議する。

- (ア)事業計画及び予算の議決に関する事項
- (イ)事業報告及び決算の承認に関する事項
- (ウ)その他常任幹事会で必要と認めた事項

2. 総会における議決及び承認は、出席した正会員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 総会及び常任幹事会の議事録は、事務局長が作成し、議長及び議長が指名した2名の副会長が署名押印のうえ、事務局に保管するものとする。

第19条(理事会)

理事会の議長は会長又は会長が指名した者とする。

2. 理事会は、本会の置かれた事情、状況、課題、意見等をよく理解し、改善に努めると共に、日常のすべての会務の執行の任にあたる。

3. 理事会は、随時会長が招集する。

第20条(理事会審議事項)

理事会は、本会則に定める事項のほか、以下の各号を審議する。

- 1)総会提出議案の作成と審議
- 2)決算及び予算案についての作成と審議
- 3)その他会長が必要と認めた事項

第21条(理事会決議)

理事会の決議は、出席理事の過半数の賛成をもって成立する。

第22条(事務局)

本会は、通常の会の運営を円滑に行うため、事務局を置くことができる。

2. 事務局員は、事務局長が指名する。

第5章 会計

第23条

本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年の5月31日に終わるものとする。

第24条

本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入によってまかなう。

第25条

決算には、会計監査の意見を添付しなければならない。

第26条

決算において剰余金が生じたときには、翌年度に繰り入れる。

第27条

会計において規約違反があった場合、その責を規約違反の対象者に賠償請求を行うものとする。

第6章 個人情報の保護

第28条(個人情報の保護規程)

本会は、会員の個人情報に関して、別に定める個人情報保護規定により適切に管理する。

第7章 補則

第29条

この規約の改廃は理事会の発議に基づき総会において決する。

第30条（解釈）

本会会則の解釈に当たっては、すべて一般社会通念に依る。

第31条

この規約の執行に関する細則は、常任幹事会で定めることができる。

第32条（会則の制定、改廃）

本会則の施行、改廃履歴は以下のとおりとする。

1) 2025年5月31日 施行。